

山鹿市立小中学校タブレット端末整備調達貸借等業務に係るプロポーザル企画提案審査基準

1. 基本方針

本業務の受注者の選定にあたっては、「山鹿市立小中学校タブレット端末整備調達貸借等業務仕様書」などの関係書類を基本としたうえで、提出された企画提案書の内容やプレゼンテーションでの説明、質疑応答から各提案者の次の項目について評価を行い、受注候補者の順位づけを行う。

- ① 基本事項
- ② 事業内容等に関する事項
- ③ 通信・セキュリティに関する事項
- ④ 物品の構成等に関する事項
- ⑤ その他
- ⑥ 見積価格に関する事項

2. 各項目の評価の視点

① 基本事項

(1) 導入実績について

- ・ 過去5年間において、小中学校での本業務または類似業務の実績は十分か。

(2) 取組体制について

- ・ 組織内の指揮系統及び責任体制は十分か。
- ・ 学校及び教育委員会との連携体制は十分な提案であるか。
- ・ その他取組体制について魅力的な提案はあるか。

② 事業内容等に関する事項

(1) 授業活用について（仕様書2 活用方法、仕様書6 業務内容（2））

- ・ トラブルが発生した場合、端末の交換に要する期間は迅速であるか。また、紛失、盗難の場合の不正利用対策は十分か。
- ・ 問い合わせ窓口（ヘルプデスク）の設置・対応は十分な提案であったか。
- ・ 端末等の利用統計の内容及び活用法は、本市の教育振興にとって有意義なものであるか。

(2) 運用管理について（仕様書6 業務内容（1））

- ・ タブレット端末利用者の制限方法は十分なものであるか。

- ・ アカウントの管理方法について検討されているか。
- ・ クラウドストレージのデータ漏えいや不正侵入に対するセキュリティについては、信頼の持てる提案となっているか。
- ・ ソフトウェア（OS 含む。）のアップデート運用管理は十分なものであるか。
- ・ 年度末更新作業は効率的なものであるか。また、新年度開始後、新しい ID が使えるまでのタイムラグは許容範囲内であるか。
- ・ その他タブレット端末の活用、運用管理に関して魅力的な提案はあるか。

### ③ 通信・セキュリティに関する事項

#### (1) 通信について（仕様書 6 業務内容（3））

- ・ 原則として、すべての学校において 5 G での通信が可能か。また、通信速度は適切なものとなっているか。
- ・ 通信量は、十分な提案になっているか。また、月当たりの通信量を超過した場合の措置も現実的な内容か。
- ・ 通信障害発生時の対応策は十分か。また、保守部隊は迅速な対応が可能か。
- ・ 児童生徒の自宅の通信環境改善についても対応可能か。

#### (2) 利用制限・セキュリティについて（仕様書 6 業務内容（4））

- ・ 外部脅威（不正アクセスやウィルス等）への対策は十分か。
- ・ 有害サイトへのアクセス等不正利用への対策は十分か。
- ・ 利用者の私的利用（SNS への投稿等）の制限は十分か。
- ・ ソフトウェアの管理（アプリケーションの購入等の制限等）は十分か。
- ・ その他通信・セキュリティに関して魅力的な提案はあるか。

### ④ 物品の構成等に関する事項

#### 物品の仕様等について（仕様書 7 タブレット端末等の仕様等）

- ・ 導入する機器等（周辺機器含む）は、全て仕様書に示す内容を満たしているか。
- ・ タブレット端末の内部ストレージ容量は十分か。
- ・ タブレット端末の周辺機器（端末ケース・キーボード・タッチペン）は、児童生徒が使いやすいものであり、かつ、5 年間のレンタル期間を耐えうるものであるか。
- ・ 端末の不具合／故障／紛失／盗難に対して無償で無制限に交換できるか。また端末交換に関する事務手続き等は、故障の申告のみを実施するものとなっているか。
- ・ 充電保管庫は、扉の開閉時や本体の固定など安全性を考慮した選定とな

っているか。

- ・ タブレット端末、周辺機器、充電保管庫等の納品予定時期は妥当なものであるか。
- ・ オンラインによる遠隔授業及び課題の配布、提出方法の提案は、分かり易く、専門的な知識がなくても操作できるものであったか。
- ・ その他物品や管理ソフトに関して魅力的な提案はあるか。

⑤ その他

独自提案等について

- ・ 仕様書に示すもののほか、本業務の目的を達成するうえで効果的、魅力的な提案があるか。 ※見積金額内で実現可能な内容とする。
- ・ デジタル庁等が公表している「教育データ利活用ロードマップ」や文部科学省「GIGA スクール構想の下での校務 DX について」に向けた教育データの効果的な利活用に向けた提案があるか。

⑥ 見積価格に関する事項

参考見積価格による採点

- ・ 提案価格が最も低い額を満点（15 点）とし、2 位以下は 1 位との比率を用いて算出する。（小数点第 1 位は四捨五入）  
〔 1 位の見積価格 / 提案者の見積価格 × 15 点 = 提案者の点数 〕

3. 配点

審査は、100 点を満点とし、評価項目別に次のように配点する。

| 評 価 項 目           | 配点（満点時） |
|-------------------|---------|
| ① 基本事項            | 1 5 点   |
| ② 事業内容等に関する事項     | 2 5 点   |
| ③ 通信・セキュリティに関する事項 | 2 0 点   |
| ④ 物品の構成等に関する事項    | 1 5 点   |
| ⑤ その他             | 1 0 点   |
| ⑥ 見積価格に関する事項      | 1 5 点   |

|     |         |
|-----|---------|
| 合 計 | 1 0 0 点 |
|-----|---------|

#### 4. 評価

評価の際には、項目ごとの審査基準を参考とし、審査項目ごとに6段階で評価を行う。評価の際には「普通」を基準として、それよりもどの程度優れているか、劣っているかを判断するものとする。

| 配 点<br>評 価   | 1 5 点の場合 | 1 0 点の場合 | 5 点の場合 |
|--------------|----------|----------|--------|
| 大変優れている      | 1 5 点    | 1 0 点    | 5 点    |
| 優れている        | 1 2 点    | 8 点      | 4 点    |
| 普通である        | 9 点      | 6 点      | 3 点    |
| 劣る           | 6 点      | 4 点      | 2 点    |
| 大変劣る         | 3 点      | 2 点      | 1 点    |
| 評価できない又は記載なし | 0 点      | 0 点      | 0 点    |

#### 5. 受注候補者の決定方法

審査委員の採点により選定する。最高得点を取得したものが2者以上の場合は、見積金額が低いものを選定する。

参加表明が1者のみの場合は、採点が審査委員数×66点を達成していれば選定する。達成していない場合は要件水準を満たしていないものとして、受注候補者とししない。

#### 6. その他留意事項

- (1) 審査委員への接触は、直接、間接を問わず禁じているので、万が一、接触があった場合には、審査委員は事務局に連絡するものとする。
- (2) 審査においては、提案者の提案作製技術によらず、提案内容の優劣について審査するものとする。